

論点整理③

～セキュリティの確保と利用者情報の取扱い等～

財務省

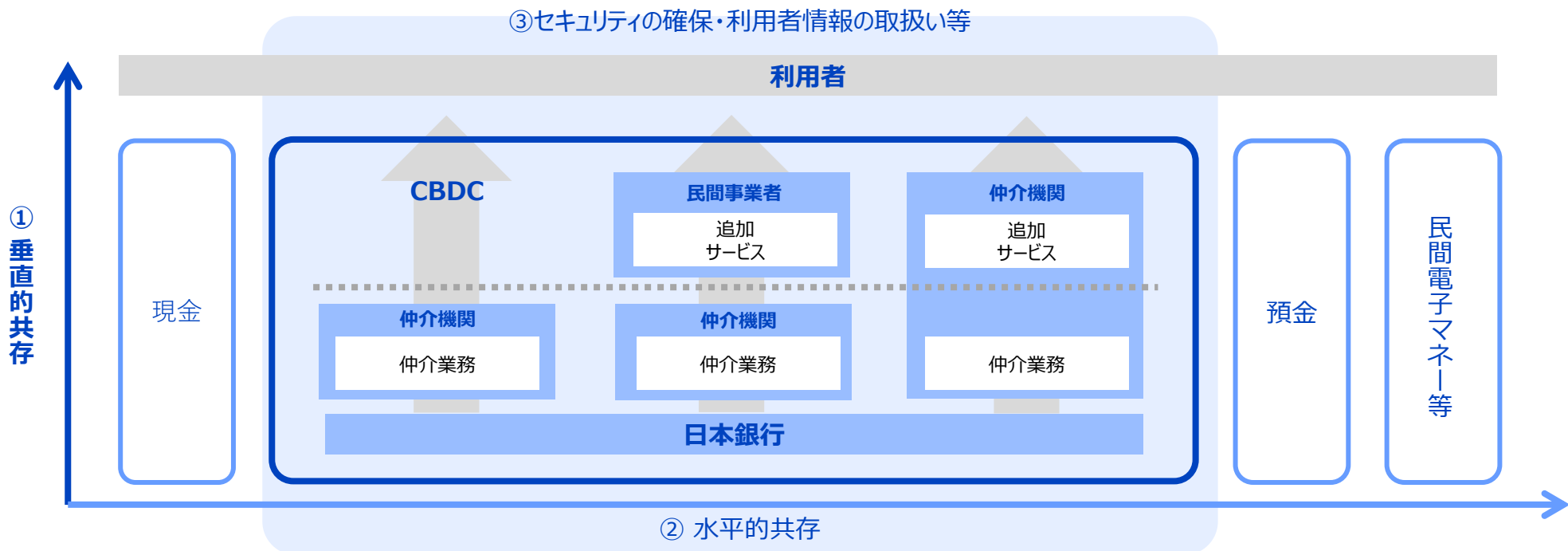
2023年10月13日

- 今後、「制度設計の大枠」の整理に向けて、「骨太方針2023」等に基づき、
 - ① 垂直的共存（日本銀行と仲介機関の役割分担）
 - ② 水平的共存（CBDCと他の決済手段の役割分担）
 - ③ セキュリティの確保と利用者情報の取扱い等の論点について、基本的な考え方や考えられる選択肢等を明らかにする方向で議論。

◆「経済財政運営と改革の基本方針2023」（2023年6月16日閣議決定）（抄）

CBDCについて、政府・日本銀行は、**年内目途の有識者の議論の取りまとめ**等を踏まえ、諸外国の動向を見つつ、**制度設計の大枠**^{【脚注】}を整理し、発行の実現可能性や法制面の検討を進める。

【脚注】 **民間事業者と日銀の役割分担、CBDCと他の決済手段との役割分担、セキュリティの確保と利用者情報の取扱い等**の論点について**基本的な考え方や考えられる選択肢等を明らかにする**。



本日御議論いただきたいこと（セキュリティの確保・利用者情報の取扱い等）

論点 1 : セキュリティの確保

論点 2 : 利用者情報・取引情報の取扱い

論点 3 : クロスボーダー決済

論点 4 : 法令面の対応の必要性

（出所）次頁以降、主要国の考え方として参照しているものは主に以下のとおり（訳は仮訳）。

欧州：ECB 調査フェーズ進捗報告（1次～4次） “Progress on the investigation phase of a digital euro” (2022/9, 2022/12, 2023/4, 2023/7)

米国：FRB ディスカッションペーパー “Money and Payments: The U.S. Dollar in the Age of Digital Transformation” (2022/1)

財務省 「通貨と決済の未来」報告書 “Future of Money and Payments” (2022/9)

英国：イングランド銀行／財務省 市中協議 “The digital pound: a new form of money for households and businesses?” (2023/2)

論点1：セキュリティの確保

- CBDCは、決済手段として常時機能する必要がある。このため、システムに対する攻撃への耐性の確保や不正利用の防止、個人情報適切な管理・保護の観点から、仲介機関のシステムも含め、万全のサイバーセキュリティ対策・情報セキュリティ対策を講じることが必要ではないか。
- その際、情報通信技術・プライバシー関連技術は日進月歩であることも踏まえ、今後の技術動向等を踏まえた対応を図っていくことが重要ではないか。



- デジタルユーロを構成する機能は、**24時間／365日利用できることを可能とする高度の信頼性**を示さねばならない。
- デジタルユーロを構成する機能は、**セキュリティとサイバー・レジリエンスの評価から得られた要件に準拠**しなければならない。例えば、データの暗号化、デジタル署名ないし物理的な安全対策を用いて、**管理するデータの完全性と機密性を保証・維持**しなければならない。



- CBDCシステムは、その中核として**即時決済をサポートする必要がある**。更に、CBDCシステムは、**サイバーセキュリティ・インシデントを適切に管理するとともに、コンティンジェンシー・プランと継続計画を持つことで、自然災害や外国からの攻撃の時も含め、システムの機能の可用性を確保する必要がある**。
- CBDCは、民間が運営する決済システムよりも、サイバーリスクやオペレーショナルリスクに対して、より広範な防御を提供するだろう。しかし、**CBDCはサイバー攻撃の標的にもなるため、広範なサイバーセキュリティ上の防御が必要**であり、その設計には侵害に備えた強固なインシデント対応プログラムが必要である。
- **プライバシー強化技術やゼロ知識証明といった技術革新は、プライバシーの更なる保護を図りつつ、機能性を高めることができる**。米国は、米国CBDCの技術研究の重要な要素として、**プライバシー強化技術の研究開発を優先**することを検討する。



- デジタルポンドのインフラは、**リアルタイムで決済を行うリテール決済システムとして、24時間／365日、常に稼働していなければならない**。（デジタルポンドの）エコシステムに關与する**民間事業者にも同じことが期待される**。
- デジタルポンドは、カードネットワークといった他のデジタル決済システムと同様、**停電やサイバー攻撃のリスクにさらされる**。イングランド銀行と関係当局は、デジタルポンドがこうしたリスクに対して**最高水準の耐性を持つようにする必要がある**。

論点2：利用者情報・取引情報の取扱い①

- 利用者情報・取引情報の取扱いについては、プライバシーの確保が前提。その上で、利用者情報・取引情報の利用を通じ、追加サービスの提供など利便性の向上が図られることもあわせて考慮する必要があるのではないか。
- こうした観点から、①政府・日本銀行が取り扱う情報の範囲は必要最小限とする、②仲介機関は、情報の取得・利用や保管・管理等に際し、個人情報保護法令を踏まえ、取得前に利用目的を特定するなど適切に情報を取り扱う、といったことが基本ではないか。



- **プライバシーはデジタルユーロの最も重要な設計上の特徴の一つ**であり、プライバシーの権利を尊重したデジタルユーロの制度設計は法律によって求められている。
- **ユーロシステムは、いかなる目的であれ、個人の支払データの利用に関心を持たない**。これは、**民間事業者による個人の支払データの収益化とは対照的**である。ユーロシステムが見ることができるデータの範囲は、**業務執行に必要なもの、または規制により求められるもののみ**に限定される。このため、デジタルユーロの設計は、**ユーザーデータの処理に対するユーロシステムの関与を最小限とするようにすべき**である。



- CBDCは、プライバシー・人権をグローバルに推進し、その導入を支援するため、**プライバシーを優先し、中央銀行が収集する取引情報と個人識別情報の量を最小化すべき**である。
- CBDCシステムは、**消費者の金融情報の開示を防ぐとともに政府の不適切な監視からユーザーを守るための消費者保護を含め、中央銀行と仲介機関の双方に適用されるガバナンス構造を持つべき**である。



- デジタルポンドは、**少なくとも銀行口座と同程度のプライバシー**を持ち、ユーザーはデータの利用について選択できる。
- 英国政府・イングランド銀行は、**法執行機関が法律が規定する限定された状況下かつ他のデジタル決済と現行と同様の基準に基づきアクセスする場合を除き、デジタルポンドのユーザーの個人データにアクセスしない**。
- **決済インターフェース提供者（PIP）は、イングランド銀行と共有する前に個人データを匿名化する**。…我々の提案としては、**イングランド銀行はユーザーの個人データにはアクセスしないが、匿名化された取引データとシステム全体の集計データにはアクセスできるようにする**。
- **デジタルポンドのユーザーが保護しないと決めたデータは、利用者の同意の下、例えば付加価値サービスの提供といった商業目的で、決済インターフェース提供者（PIP）によって利用される**。
- **個人データを商業的に利用する場合は、英国のデータ保護法を遵守する必要がある**。デジタルポンドのユーザーに権利・個人データの価値・データを自由に管理するツールを伝えることは、利用者にも更なる選択や利便性の機会を提供するとともに、デジタルポンドの普及に不可欠な信頼を築く一助となるだろう。

論点2：利用者情報・取引情報の取扱い②

- プライバシーの確保とAML/CFT対策など不正利用対策の要請を調和させることも必要。
- その際、不正利用対策の観点から、既存の民間決済手段における取扱いと同様に、本人確認等を行うことが必要。
- その上で、プライバシーの確保に配慮する観点から、例えば、取引額の上限の多寡に応じて、利用者の提供すべき情報の範囲を設定することについて、どう考えるか。



- **完全な匿名性は、公共政策の観点から実現可能な選択肢とは考えられない。**完全な匿名性は、**デジタルユーロが不正な目的（例：マネロン・テロ資金供与）で利用される懸念を惹起する。**
- **「選択的プライバシー」オプションは、低額／低リスクの支払に更なるプライバシーを許容する。**ユーザーは、デジタルユーロの利用開始時に本人確認をする必要はあるが、**簡素化されたデューデリジェンス・チェックにより、低額／低リスクの支払に高度なプライバシーを可能にする。**一方、高額取引は引き続き標準的な管理下にある。高額支払について、チェックを避けるために多数の少額支払に分割できないようにすることも重要となる。



- CBDCが大量に利用でき即座に決済されるとすれば、高い流動性と価格の安定した（決済）手段を提供するリスクを十分に克服できるよう、CBDCシステムは**マネロン・テロ資金リスクの軽減と不正手段の防止をサポートする必要がある。**
- CBDCシステムは、リスクベース・アプローチに沿って、**本人確認の水準に基づき口座制限（例：保有制限／取引制限）が課されるような、アクセスの階層化も利用しうる。**



- **デジタルポンドは匿名ではない。**その理由は、銀行口座と同様、**ユーザーの特定と本人確認ができることが金融犯罪の防止に必要なためである。**
- **決済インターフェース提供者（PIP）は、（ユーザーとの直接の商取引）関係の確立・維持のため、ウォレット口座保有者の本人確認情報を要求し、KYCチェックの実施とAML規制の遵守が可能となる。**決済インターフェース提供者（PIP）は、**データ保護法令を遵守し、デジタルポンドのユーザーのプライバシーの権利を保護する責任がある。**
- デジタルポンドでは、**アクセスの階層化により、ユーザーが提供する本人確認情報の量に基づき、異なる水準のユーザーアクセスと機能を許容する。**ユーザーが強力な本人確認情報を提供すれば、それに応じて、**多くの種類と高額な決済を行うことができるようになる。**

論点2：利用者情報・取引情報の取扱い③

- また、海外旅行者など非居住者は、その本人確認等が国内居住者と比較して困難であることが想定されるが、その利用のあり方について、どう考えるか。



- ユーロシステムの提案としては、デジタルユーロの最初のリリースにおいては、ユーロ圏の居住者・加盟店・政府のアクセスを可能とすることに焦点を置く。ユーロ圏に市民権がある非居住者も、ユーロ圏の決済サービス提供者（PSP）に口座を保有していれば、デジタルユーロにアクセスできる。
- より広域の欧州経済領域と特定の第三国の消費者によるアクセスは、その後のリリースの一部を構成しうる。欧州経済領域と第三国の消費者によるデジタルユーロへの恒久的なアクセスは、常に当該法域の管轄当局との合意に基づくべきである。このことは、欧州経済領域外の法域からの旅行者にも適用される可能性がある。



- 米国当局は、国際通貨・金融システムを害するリスクを回避するために、米国CBDCに対する外国からのアクセスに関する適切な水準を検討しなければならない。一般的に、しかし特にストレス時には、米国CBDCは米国外におけるドルに対する外国からのアクセスを容易にするため、外国における通貨代替の圧力を高め、外国当局のマクロ金融政策の管理能力を損ない、当該法域の金融セクター・通貨に内在する脆弱性を増幅させうる。



- すべての英国居住者は、デジタルポンドを保有・使用できる。英国居住者以外の個人は、（例えば観光客として）英国を訪問する際や、英国外で英国居住者／非居住者との間で支払を行う際に、デジタルポンドを保有・使用できる。非居住者によるデジタルポンドの保有は、一貫性と平等な待遇の確保のため、居住者と同じベースとなる。
- 英国非居住者によるアクセスには、2つの要件が関わる。第一に、英国以外のどの決済インターフェース提供者（PIP）と外部サービスインターフェース提供者（ESIP）がデジタルポンドのウォレットやその他のサービスを提供できるかを決定するための承認制度である。これにより、レジリエンス・消費者保護・AML・KYC・その他の法律上の要件に関する英国の基準が維持される。第二に、英国当局は、特定の高リスクの法域の英国非居住者に対し、デジタルポンドへのアクセスを認めない権利を留保するかもしれない。金融活動作業部会（FATF）によってAML/CFT対策の体制が脆弱と判断された国のリストを考慮する可能性もある。

論点3：クロスボーダー決済

- クロスボーダー決済は、迅速・低コスト・透明性あるものに改善していくことが国際的な課題。CBDCの活用も選択肢となり得るが、各国間における規制の整合をいかに図るかという課題があることも踏まえつつ、まずはCBDC間の相互運用性の確保の観点から、技術面における標準化を通じた国際連携を進めておくことが重要ではないか。



- ユーロシステムの想定として、**クロスカレンシー機能の提供は、デジタルユーロと他国のCBDCシステム間の相互運用性の確立によってサポートされる**。相互運用性は、**契約上・技術上・運用上のリンク（相互接続モデル）の確立**、あるいは**共通の技術インフラが各中央銀行の発行するCBDCをホストする単一システムアプローチの採用**によって確立される。
- ユーロシステムの優先事項は、ユーロ圏のユーザーのニーズに応えるデジタルユーロをタイムリーに提供することである。**デジタルユーロがユーロ圏において成功裡に導入され、他の通貨管轄地域との相互利益がある場合に、クロスカレンシー機能の提供がサポートされる**。



- 米国CBDCは、**クロスボーダー決済をサポート・強化するために外国のCBDCと相互運用できるように設計しうる**。システムは異なるレベルの相互運用性を持ちうる。例えば、**別個だが互換性のあるCBDCシステム**（共通の標準と法的枠組・規制上の枠組における整合や、共通のユーザーインターフェース、法域を跨いで設計・開発または設計された清算メカニズムを共有）や、**共同運用・管理されるマルチCBDCシステム**が含まれる。
- **このような相互運用モデルを実現するためには、開発段階において、共通の標準や法的枠組を確立するための法域間の協力が必要**となる。高度の相互運用性は、他の決済システムと同様、**カウンターパーティーリスクやオペレーショナルリスク、サイバーリスクをもたらしうる**。中央銀行が運営する決済システム間の相互運用性は今日比較的珍しいが、その理由は、リスクと技術的な複雑さに加え、**各法域における経済ガバナンス・法の支配・国家安全保障・規制（例：データ保護、プライバシー基準、AML/CFTの枠組、制裁の執行）の整合の必要性**に関連する考慮事項があるためである。**こうしたガバナンス上の課題は、CBDCを活用して開発された新しいクロスボーダー決済システムにも存在するだろう**。



- デジタルポンドや他国のCBDCは、原理的には白紙の状態からスタートする機会を提供し、**既存の国家決済システム間に蓄積された摩擦を回避しうる**。しかし、**すべての摩擦に対処できるわけではない**。例えば、**各国間でAML/CFT対策の基準が異なることにより生じる摩擦を、CBDC自体が緩和することはない**。こうした問題への対処はG20の焦点であり、既存のシステムを改善するための複数のイニシアチブが世界的に進められている（例：各国の迅速な決済システムの接続）。
- したがって、**クロスボーダー決済の改善はデジタルポンドの主要な動機ではないが**、我々は他国と緊密に作業を行い、CBDCの設計が他国の通貨での決済に意図せざる障壁を生じさせないようにするとともに、**他国が自らのCBDCを発行する場合に相互接続の可能性を提供しうるようにする予定**である。

論点4：法令面の対応の必要性

- 現金（紙幣・貨幣）は、日本銀行法・通貨法において法貨として通用するものと規定され、いわゆる強制通用力が付与されている。CBDCについても、決済手段として広く受け入れられるよう、その環境整備にも配慮しつつ、法貨と位置づけることが自然ではないか。
- この他、政府として、個人情報保護を含めた仲介機関に対する規制のあり方、無体物であるCBDCの所有・移転といった民事法上の整理、CBDCの不正利用に対する刑事法上の整理など、法令面の対応の必要性も考えられる。今後、制度設計の具体化に併せて、関係省庁と連携して検討を進めていく必要があるのではないか。



- デジタルユーロは公共財であり、デジタル分野における現金の自然な進化を反映するものである。そのため、**デジタルユーロは、広く利用可能で、ユーロ圏内のどこにおいても支払や受取を行うために利用できるべき**である。
- （規則案で）提案されている**デジタルユーロの法定通貨としての地位は、デジタルユーロが決済手段として広く受け入れられることを確保**するだろう。ユーザーの求めに応じて銀行を通じてデジタルユーロを入手できるという規定は、デジタルユーロへのアクセスを容易にするとともに、誰も取り残されることがないことを確保する。
- 各店舗がデジタルユーロを法貨として受取を強制される場合、仲介機関から過剰な手数料を徴収されないよう、法律に基づくセーフガード措置を講じるべきである。



- CBDCには、3つの特徴がある。第一に、CBDCは**法定通貨**である。
- リテール型CBDCは、**幅広い消費者と事業者によってアクセスされ、利用**されることが企図されている。
- 米国の貨幣・通貨（紙幣を含む）は**法定通貨**である。その意味は、**債務・税金・その他の義務に対する支払として有効**ということである。



- デジタルポンドが、通貨システムのアンカーとして現金の果たしている役割を果たすためには、**家計・企業にとって利用可能であり、十分に普及する必要がある**。

◆日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

（日本銀行券の発行）

第四十六条 日本銀行は、銀行券を発行する。

2 前項の規定により**日本銀行が発行する銀行券（略）は、法貨として無制限に通用する。**

◆通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）

（法貨としての通用限度）

第七条 **貨幣は、額面価格の二十倍までを限り、法貨として通用する。**

(参考) これまでの会議におけるご意見 (セキュリティの確保・利用者情報の取扱い等関係)

論点1 : セキュリティの確保 関連

- 現在のキャッシュレス決済手段のシステムと比べて、セキュリティ面で遜色がないものにしないといけない。
- 全銀システムは、今まで一度も停止しておらず、レジリエンスが高いシステムと承知。CBDCの議論でも参考となる部分はある。
- 様々なインフラへのサイバー攻撃が高度化している中、決済システムについても、最新のリスクを把握し、対策を講じることが重要。

論点2 : 利用者情報・取引情報の取扱い 関連

- 取引履歴の取扱いによりプライバシーリスクが生じる可能性があるが、一方で違法な取引リスク削減等に寄与する可能性もあり、そうした公益性とのバランスも考慮要素になる。
- CBDCの制度設計においては、情報の利活用にメリットがある一方で、個人情報やプライバシー保護をどう考えるか、といった点についてのトレードオフを考えていく必要。
- 不正を防ぎつつ、どうプライバシーを確保していくのか、どうバランスを取っていくのかという点は重要な課題。CBDCは無体物ということで、現金と比べて、悪用された時に規模が大きくなることや容易に国境を越えることが起こり得る。
- 利用者保護の面などについて、どういったメリット・デメリットがあるのかを現金（紙幣・貨幣）との比較で考えることも必要。
- 民間デジタル通貨においても、データの利活用と個人のプライバシーの尊重の両立は重要。

論点3 : クロスボーダー決済 関連

- グローバルな視点から、各国との連携も視野に入る可能性があり、グローバルな動向を踏まえた議論が必要。
- 既にCBDCを導入している途上国においては、CBDCによって国際送金のコストが安くなるという期待もあるのではないかと。

論点4 : 法令面の対応の必要性 関連

- 民間デジタル通貨という言い方について、いわゆる「通貨」と異なり「強制通用力」がなく、そういう面から見れば、「通貨」というよりは「決済サービス」という位置付けと考える。

參考資料

G7による「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」

- 2021年10月、G7は「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」を公表。リテールCBDCに関する考え方を、8項目の「基本的な課題」と、5項目の「機会」に整理。

【基本的な課題】

原則1. 通貨・金融システムの安定

あらゆるCBDCは、公共政策上の目的の達成を支え、中央銀行によるマンデートの遂行において障害にならないほか、通貨・金融システムの安定にも無害（do no harm）であるように設計されるべきである。

原則2. 法的・ガバナンスの枠組み

法の支配の遵守、健全な経済ガバナンス、適切な透明性という国際通貨金融システムに関するG7の価値観は、あらゆるCBDCの設計やオペレーションの指針となるべきである。

原則3. データプライバシー

厳格なプライバシー基準、ユーザーデータの保護に対する説明責任、情報の保護・利用方法に関する透明性は、あらゆるCBDCが信頼と信認を得るために不可欠である。各法域における法の支配は、こうした考慮事項を確立し、支えている。

原則4. オペレーショナル・レジリエンスとサイバーセキュリティ

信頼され、耐久性があり、変化に対応可能なデジタル決済を実現するため、あらゆるCBDCのエコシステムは、サイバーリスク、不正リスク、その他のオペレーショナル・リスクに対して安全かつ強靱でなくてはならない。

原則5. 競争

CBDCは、既存の決済手段と共存すべきであり、決済の選択肢と多様性を促進する、オープンかつ安全で、強靱性や透明性のある、競争的な環境で運営されるべきである。

原則6. 不正な金融

あらゆるCBDCは、犯罪を助長する利用の軽減にコミットするとともに、より速く、より多くの人々が利用可能で、安全かつ安価な決済に対するニーズを慎重に統合する必要がある。

原則7. 波及効果

CBDCは、他国の通貨主権や金融システムの安定を含む、国際通貨・金融システムを害するリスクを回避するように設計されるべきである。

原則8. エネルギーと環境

あらゆるCBDCのインフラにおけるエネルギーの利用は、国際社会で共有されたネットゼロ経済への移行に向けたコミットメントを支えるために、可能な限り効率的であるべきである。

【機会】

原則9. デジタル経済とイノベーション

CBDCは、デジタル経済において責任あるイノベーションを支え、触媒となり、既存および将来の決済ソリューションの相互運用性を確保すべきである。

原則10. 金融包摂

当局は、CBDCが金融包摂に貢献する役割について検討すべきである。CBDCは、現金が果たし続ける重要な役割も補完しつつ、既存の金融システムから排除されている、もしくは既存の金融システムが十分に行き届いていない層による、決済サービスへのアクセスを妨げてはならないほか、可能な限り改善すべきである。

原則11. 公共部門とへの間の決済

あらゆるCBDCは、公的当局と人々の間の決済を支えるために利用される場合、通常時および危機時ともに、速く、安価で、透明性や包摂性があり、安全なかたちで用いられるべきである。

原則12. クロスボーダー機能

CBDCの発行を検討する法域は、中央銀行やその他の組織がCBDCの設計の国際的な側面に関する検討にオープンかつ協調的に取り組むこと等により、CBDCがクロスボーダー送金をどのように改善しうるかを検討すべきである。

原則13. 国際開発

国際開発援助の提供のために活用されるあらゆるCBDCは、CBDCの設計上の特性について十分な透明性を提供しつつ、発行国および受取国の主要な公共政策目的を保護するべきである。



- 2023年6月28日、欧州委員会（EC）は、“**単一通貨パッケージ（single currency package）**”として、個人や企業によるユーロ紙幣・貨幣の利用可能性の確保と、**新たなデジタル形態のユーロの枠組みの策定**を目的に、以下の規則案の文書を公表。
 - ① **デジタルユーロ創設に関する規則案**
 - ② ユーロ紙幣・貨幣の法貨（legal tender）に関する規則案
- 提案では、目的説明のほか、デジタルユーロの具体的規律の案を提示（なお、技術面には触れていない）。また、その前文では、「よく設計され適切なセーフガードのあるデジタルユーロの長期的な利益はコストを上回る」と説明。
- 今後、規則案の成立には、**欧州議会とEU理事会**（加盟国閣僚級の会議）**による承認**が必要。その上で、現在の規則案においては、**デジタルユーロ発行の是非とその時期を「ECBが決定する」とされており、仮に規則案が成立した場合も、「デジタルユーロ発行の正式な決定」は別途必要。**

「デジタルユーロ創設に関する規則案」の提案概要

1. **目的説明** 法定通貨としての地位を有する中央銀行マネーが、引き続き広く一般に利用可能であることを確保するとともに、最先端かつコスト効率的な決済手段を提供し、デジタル決済における高水準のプライバシーを確保し、金融安定性を維持し、アクセシビリティと金融包摂を促進する。
2. **主な規律内容**
 - 1) **法定通貨**：デジタルユーロは法定通貨としての地位が与えられ、受取人は受入を強制される（零細企業の場合、合理的理由等がある場合、純粋な個人的活動を行う場合、両者の合意がある場合は例外）。
 - 2) **決済サービス**：EUで認可された決済サービス提供者は、デジタルユーロに関する決済サービスを提供することができる。利用者は、デジタルユーロの決済口座を1つ又は複数保有することができる。
 - 3) **利用制限**：ECBは、保有制限を含む、価値貯蔵としての利用を制限する手段を開発しなければならない。デジタルユーロに利息は付与してはならない。
 - 4) **機能面**：デジタルユーロは、発行当初から、オンライン・オフラインの両方で利用できなければならない。
 - 5) **プライバシーとデータ保護**：ECB・各国中央銀行は、デジタルユーロの利用者を特定できないようにするため、個人データの処理に関して、最先端のセキュリティとプライバシー保護措置を活用しなければならない。



(参考) デジタルユーロのプライバシー・データ保護に関するEDPBの考え方 (概要)

- 欧州データ保護会議 (EDPB: European Data Protection Board) は、デジタルユーロのプライバシーとデータ保護について、
 - プライバシーとデータ保護は、デジタルユーロの信頼にとって必要不可欠
 - AML/CFTの要請との調和について、例えば日常生活における取引には完全なプライバシーを認める「閾値アプローチ」を用いるべき
 - デジタルユーロに関する法的枠組の策定を推奨するなどの意見表明を行っている。

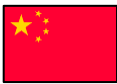
※ EDPBは、GDPR(一般データ保護規則)を根拠に設立された欧州連合の執行機関であり、欧州域内のデータ保護に関する規則の統一的な適用のほか、データ保護に関する各国当局間の協力を支援している。

◆「デジタルユーロのプライバシーとデータ保護に関する欧州機関に対するEDPBレター」(2021年6月)

- 極めて高い水準のプライバシーとデータ保護は、**エンドユーザーの信頼の強化のために必要不可欠**。
- プロジェクトの初期段階において、**データ保護の主要原則である“by design and by default”に従い、欧州のデータ保護枠組への準拠を十分に考慮することが重要**。
- プライバシー権と個人データ保護は、**根源的な権利**。絶対的な価値ではないが、他の権利と注意深くバランスさせる必要。
- 「**データ最小化の原則**」(個人データは、その処理のために必要なものに限る)と「**目的限定**」(個人データは、特定かつ明示的かつ合法的な目的のために収集され、こうした目的と適合しないような形で処理されてはならない) **を遵守する必要**。
- デジタルユーロについて、①**匿名による利用**と②**自然人の識別ないし識別可能な状態**(データが仮名化された場合を含む)での**利用は明確に区別されることを強調する**。②の場合、**GDPRの完全な遵守が求められるから**である。
- デジタルユーロは、**特にデータ保護の観点で、できる限り「現金類似の特徴」を持つべき**である。AML/CFTとデータ保護・プライバシー上の懸念のバランスを図るに当たっては現金の扱いを重要な基準とすべきで、**例えば、日常生活における取引には完全なプライバシーを認める「閾値アプローチ」を用いるべき**である。

◆「デジタルユーロの設計の選択に関する、プライバシーとデータ保護の観点からの意見」(2022年10月) ※上記以外の内容に限る

- デジタルユーロに関する法的枠組を策定することで、**データ保護とAML/CFTに関する課題とその他の法律上の課題に対処することを推奨**する。実際、現行の電子決済に関する法的枠組は、デジタルユーロには適切でないと考えられる。その理由は、デジタルユーロは、**政策目的と市民の期待を満たすために必要な信頼の水準が、既存の他の電子決済手段と異なるから**である。



- 中国人民銀行は、2019年にリテール型CBDC「デジタル人民元」のパイロット実験を開始し、実験区域は2022年末時点で17省26都市まで拡大。今後の具体的なスケジュールについては明らかにしていない。
- デジタル人民元の設計面について詳細は明らかとなっていないが、中国人民銀行は2021年に公表した報告書において、設計の概要説明を記載。

これまでの経緯

- 2014 中国人民銀行（PBoC）は、CBDCに関する研究を開始。
- 2019 PBoCは、深圳などで**デジタル人民元パイロット実験を開始**。以後、**17省26地域に拡大**（2022年末時点）。
- 2021/7 PBoCは、デジタル人民元の研究開発に関する報告書を公表。
- 2023/1 PBoCは、デジタル人民元流通残高を初めて公表（2022年末時点において、デジタル人民元流通高は約136億元、現金流通高全体の約0.13%）。

デジタル人民元の設計概要（出所：2021年報告書「Progress of Research & Development of E-CNY in China」）

- 中央銀行は、仲介機関に対してデジタル通貨を発行し、**仲介機関は利用者に向けた交換と流通を担う、二層構造**。
- デジタル人民元は、物理形態の人民元と同様に扱われ、**付利は行われ**ない。
- 利用者のウォレットは、**スマートフォン上のモバイルアプリ等で提供される「ソフトウェアウォレット」と、ICカード・携帯電話・ウェアラブル端末等に搭載されたセキュリティチップで提供される「ハードウェアウォレット」**が存在。
- PBoCは、様々な側面を勘案し規則を作成。**仲介機関は**、基本的な機能を提供するとともに、**関係事業者と協力し、様々な商品を追加的に開発**。
- 「管理された匿名性（managed anonymity）」により、プライバシーの確保と不正・犯罪対策のバランスを考慮。**本人確認の度合いに応じ、保有限度額・取引限度額が異なる**。

1-2. 個人情報保護法の目的・構成

- 「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、「プライバシー」の保護を含む個人の権利利益を保護することを目的とする法律。
- 我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定める。
- また、個人情報保護委員会の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定める。

(目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

構成

第1章 総則

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第5章 行政機関等の義務等

第6章 個人情報保護委員会

第7章 雑則

第8章 罰則

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門 [一般法]

個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等)

個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関(国)・独立行政法人等・
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門 [一般法]

- 注1 個人番号(マイナンバー)や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される**特別法**も遵守する必要。
- 注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の**特定分野**においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。
- 注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である**国公立の病院・大学等の法人又は業務**については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。
- 注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う**認定個人情報保護団体**に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール(**個人情報保護指針**)を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。
- 注5 EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、**補完的ルール**も遵守する必要。

3-3. 民間部門に適用される規律について

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの

(例：1枚の名刺)

【個人データ】

個人情報データベース等を構成する
個人情報

→体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報

(例：名刺管理ソフト内の1枚の名刺)

【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の
権限を有する個人データ

① 取得・利用に関するルール

- ・ 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- ・ 利用目的を通知又は公表する。
- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- ・ 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- ・ 苦情等に適切・迅速に対応する。

② 保管・管理に関するルール

- ・ データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- ・ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- ・ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- ・ 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 第三者提供に関するルール

- ・ 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
- ・ 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

④ 公表事項・開示請求等への対応に関するルール

- ・ 事業者の名称や利用目的、開示等手続などの事項を公表する。
- ・ 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

2. マネー・ローンダリング対策等に関する法制度（第2章）

我が国のマネー・ローンダリング対策等に関する法制度は、次の4点を柱としている。

- ① 一定の範囲の事業者に顧客管理その他の防止措置を義務付けること
- ② マネー・ローンダリングを刑事罰の対象とすること
- ③ 犯罪により得られた収益を剥奪し得るものとする
- ④ テロリズムに対する資金供与を防止すること

①は犯罪収益移転防止法及び外為法で、②と③は主に組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法で、④はテロ資金提供処罰法、外為法及び国際テロリスト財産凍結法で、それぞれ措置されている。

目的	○国民生活の安全と平穩の確保	○経済活動の健全な発展に寄与
措置	○事業者への防止措置の義務付け ○犯罪による収益の剥奪	○マネー・ローンダリングの処罰 ○テロリズムに対する資金供与の防止
防止規定	犯罪収益移転防止法	
	顧客等の取引時確認	記録等の作成・保存
防止規定	外為法	
	顧客等の本人確認	記録の作成・保存
取締規定	組織的犯罪処罰法	
	マネー・ローンダリングの処罰	
	法人等経営支配	(薬物) 犯罪収益等隠匿
	(薬物) 犯罪収益等の剥奪	
	没収	追徴
取締規定	麻薬特例法	
	(薬物) 犯罪収益等收受	
	没収・追徴保全命令	
	テロ資金提供処罰法	
	テロリストへの資金提供者等を処罰	
取締規定	外為法	
	テロリスト等に対する資産凍結等	
取締規定	国際テロリスト財産凍結法	
	テロリスト等に対する資産凍結等	

各種送金・決済サービスを提供する事業者の規制の比較 (注1)

第2回CBDC有識者会議
(2023年5月24日)
金融庁資料

事業者	情報管理	利用者保護	犯収法に基づく義務
前払式支払手段発行者			(高額で電子的に移転可能な場合) ・アカウント開設時の取引時確認や疑わしい取引の届出の義務あり ・他者へのアカウント譲渡の禁止
資金移動業者	資金決済法及び個人情報保護法等に基づき、 ・情報漏洩防止等のセキュリティの確保 ・個人情報の管理 等を行うために必要な措置を講ずる	・供託等により利用者の資産を保全 ・口座連携サービス等に関する補償方針を周知 (注2)	・アカウント開設時等の取引時確認 (注3) や疑わしい取引の届出の義務あり ・他者へのアカウント譲渡の禁止
電子決済手段等取引業者		・信託等により利用者の資産を保全 ・口座連携サービス等に関する補償方針を周知	・アカウント開設時等の取引時確認 (注4) や疑わしい取引の届出の義務あり ・他者へのアカウント譲渡の禁止

(注1) 2023年6月までに施行予定の改正法に関する内容については、パブリックコメントで公表済みの情報に基づく。

(注2) 不正出金事案の多発を受けて2021年2月に導入。

(注3) アカウント開設及び10万円超の為替取引(現金)の時点。

(注4) アカウント開設及び10万円超の電子決済手段の移転等の時点。

3. プライバシーの確保と利用者情報の取扱い

- ユーザー情報の保護・利用のあり方については、①**基礎的な決済手段**を提供するインフラ部分と、②個別のユーザーに「**追加サービス**」を提供する領域に分けて検討する必要がある。

(1) 基礎的な決済手段を提供する領域

- CBDCが利用者に広く受け入れられるよう、仲介機関や日本銀行が取得・利用するユーザー情報について、**しっかりとしたプライバシー保護を実現**する必要がある。
 - G7報告書は、「CBDCユーザーは、自身の個人データの利用について、（できうる限りの）データの最小化等に関する原則を中心に、高い透明性を与えられるべき」としている。
 - 具体的には、取引開始の際に必要なユーザーの属性情報（氏名、住所等）や、決済の都度、必要となる取引情報（ID/口座番号、取引金額等）の扱いが論点となる。
- 個人ユーザーの情報は、**個人情報保護法等**による保護の対象となる。非公知のユーザー情報には**守秘義務**が適用される。
- 一方で、**AML/CFTに関する要請**に適切に対応することが求められる。今後は、日本銀行や仲介機関の役割、法制面での対応の必要性等について検討していく必要がある。

(2) 追加サービスを提供する領域

- ユーザーの利便性、追加サービスの付加価値向上の観点から、**関係法令や一般的なルールの範囲内で、民間事業者がユーザー情報をどのように有効活用していくかが**、今後の検討課題。
 - 民間事業者には、情報の取得・利用・外部提供についてユーザーから個別に同意を得るなど、適切な取扱いが求められる。

9. 「周辺機能」の実現方法案④

仲介機関間・外部システムとの連携（複数口座の提供と名寄せ）

- あるユーザーが複数の口座を保有している前提で、保有額・取引額および取引回数が上限に抵触しないかの判定をユーザー単位で行う場合は、複数の口座に係る残高・取引額および取引回数を合算する必要。

検討ポイント：情報の秘匿可能性

- その際、ある仲介機関が管理しているユーザーの残高・取引額および取引回数を、別の仲介機関は知り得ないよう手当てを行う必要がある。
- 複数の口座に係る残高・取引額および取引回数の合算に際して、各口座とユーザーの紐づけがなされていることが前提となるが、その紐づけにおいては、仮名化されたIDを用いる。
- 準同型暗号（*）を用いることで、ある仲介機関の顧客であるユーザーのCBDC残高や取引履歴を、同じユーザーを顧客に持つ別の仲介機関に対して秘匿した状態のまま各種制限の判定を行うことが可能と見込まれる点も考察。**

(*) データを暗号化した状態で加法や乗法といった演算を行うことが可能な暗号化方式。この暗号化方式は、値の暗号文に対してある演算を実行し、その結果として得られた暗号文を復号したときに得られる平文が、元の値について演算した結果と一致する性質を持つ。

1. プライバシー保護技術①

決済システムレポート別冊「プライバシー保護技術とデジタル社会の決済・金融サービス」(9月公表)の概要

- 決済・金融サービスの領域において、**データの利活用**と**AML/CFT**の重要性に関する認識が高まっている。
- こうした社会的要請に応えながら、**利用者のプライバシー保護に資する技術**が発展。
 - G7「リテール中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する公共政策上の原則」では、あらゆるCBDCは信頼と信認を得るために「厳格なプライバシー基準、ユーザーデータの保護に対する説明責任、情報の保護・利用方法に関する透明性」が不可欠であるとしている。
 - ・ データを変換する「**匿名化**」などの手法
 - ・ 分析結果にノイズを追加する「**差分プライバシー**」の考え方
 - ・ データを秘匿した状態で処理する「**秘密計算**」(秘密分散法、準同型暗号)
 - ・ ハードウェアによるデータ保護のもとで計算を行う「**TEE (Trusted Execution Environment)**」
 - ・ プライバシーに配慮した機械学習である「**連合学習**」

2. プライバシー保護技術②

決済システムレポート別冊「プライバシー保護技術とデジタル社会の決済・金融サービス」(9月公表)の概要

- このほか、「**自己主権型アイデンティティ**」(管理組織が介在することなく、個人が自身のアイデンティティを自らコントロールすべきとの考え方)や「**ゼロ知識証明**」(ある人が、自分の主張が真であることを、それ以外の知識を明かさずに証明する手法)といったコンセプトや技術も重要。
- プライバシー保護技術やその決済・金融サービスへの応用に関する議論は、わが国を含め各国で進められている**CBDCに関する検討に対しても、示唆を与え得る**ものである。
 - 海外の中央銀行における議論には、CBDCに関連して、プライバシー保護とAML/CFTの両立の実現手段として、本稿で取り上げた技術に期待する声もある。一方、**大きな計算負荷など課題も意識**されている。

4. クロスボーダー決済との関係

- 近年、グローバル化の進展や世界規模のステーブルコイン構想の影響もあって、**より便利で安価なクロスボーダー決済**を望む声が増加。こうした中、**複数の国のCBDCを相互に交換**する方法も、海外送金の仕組みを改善するための選択肢の一つとして検討されている。

(国際的な議論の動向)

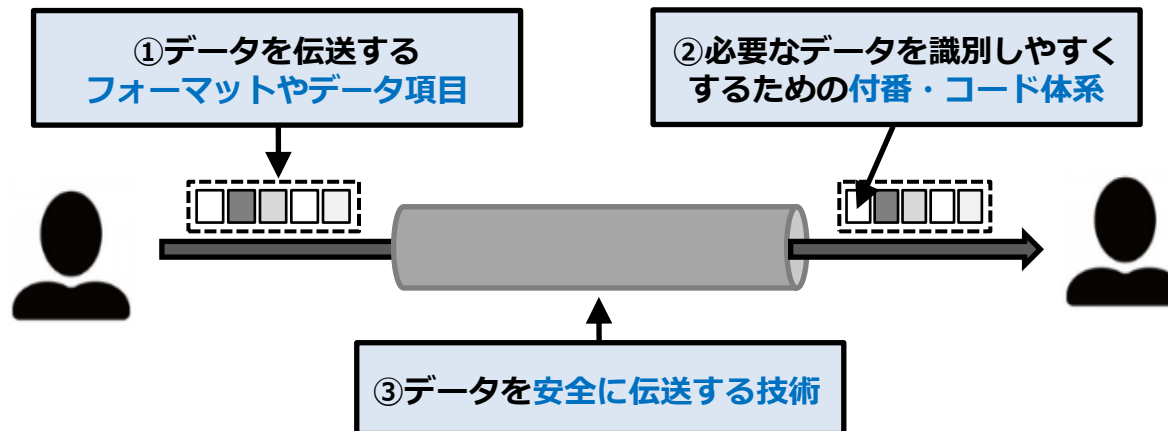
2020/10月	7つの主要中央銀行およびBISが「中央銀行デジタル通貨：基本的な原則と特性」を公表し、「相互運用性のあるCBDCは、クロスボーダー送金の改善に貢献する可能性がある」ことを指摘。
2020/10月	FSBが「 クロスボーダー送金の改善：ロードマップ 」を公表し、CBDCを、既存の送金システムが抱える課題に対処しうる新しい決済システムの一つとして位置づける。
2021/7月	CPMI等が共同報告書「C B D Cのクロスボーダー送金への活用」を公表。上記「ロードマップ」に沿って、各国の取り組み状況を分析。
2021/10月	G7（財務大臣・中央銀行総裁） が「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」を公表し、クロスボーダー機能に対するCBDCの役割を整理。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>原則12. クロスボーダー機能</p><p>CBDCの発行を検討する法域は、中央銀行やその他の組織がCBDCの設計の国際的な側面に関する検討にオープンかつ協調的に取り組むこと等により、CBDCがクロスボーダー送金をどのように改善しうるかを検討すべきである。</p></div>
2022/7月	CPMI等が共同報告書「クロスボーダー送金のためのCBDCへのアクセスおよび相互運用性の確保に向けた選択肢」を公表。

(出所) 第3回中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会 日本銀行資料をもとに作成。

5. デジタル通貨に関する情報技術の標準化

- CBDCをクロスボーダー決済に用いることを想定した場合、情報技術の標準化を通じた「**相互運用性の確保**」と「**信頼性の確保**」が重要となる。
- こうした目的に資する「**標準化の領域**」として、主に以下の3つが考えられる。

- ① データを伝送する**フォーマット**や**データ項目** (例: ISO20022)
- ② 必要なデータを識別しやすくするための**付番・コード体系**
- ③ データを**安全に伝送する技術**



- **7つの主要中央銀行**による共同研究グループは、CBDCに関する国際標準のあり方を主要な検討課題の一つに挙げている。日本銀行は、引き続き、**ISO/TC 68** (注) の活動に積極的に取り組むとともに、標準化を巡る国際的な議論に積極的に貢献していく。

(注) ISOにおいて金融サービス分野の国際標準化を担当する専門委員会。日本銀行決済機構局が国内事務局を務めている。

クロスボーダー決済の改善に向けた主な取組

- クロスボーダー決済の改善に向けて、BIS（国際決済銀行）や各国・各地域の中央銀行はホールセール型CBDCの活用等を想定した技術的検証を行うほか、アジア諸国を中心に即時決済システムの接続に向けた取組もみられる。

Project mBridge（2021年～）

- 複数の**ホールセール型CBDCを取引する単一で共通のプラットフォーム**に関する取組。
- BISイノベーションハブのほか、**中国／香港／タイ／UAEの4つの中央銀行**が参加。
- 2022年、**民間銀行20行が参加し実取引を伴うパイロット実験**を実施。

(※) このほか、ホールセール型CBDCの活用を想定するものとして、BISはProject Jura／Dunbar／Mariana も実施。

Project Icebreaker（2022～23年）

- 複数の**リテール型CBDCシステムを相互接続するハブ**に関する取組。
- BISイノベーションハブのほか、**イスラエル／ノルウェー／スウェーデンの3つの中央銀行**が参加。
- 2022年、各国のCBDCのプロトタイプをハブに接続し、技術面の実験を実施。

ASEAN Payment Connectivity（2019年～）

- クロスボーダー決済の改善のため、**ASEAN各国の即時決済サービスを接続する**取組。
- 2021年、**シンガポール／タイが二国間で即時決済システムの相互接続**を開始。
- 2022年、**5か国（インドネシア／マレーシア／フィリピン／シンガポール／タイ）の中央銀行が、地域決済における連結に関する協力強化の覚書を締結**。

Project Nexus（2021年～）

- 複数の**即時決済システムを接続する単一のネットワークプラットフォーム**に関する取組。
- 2022年、BISイノベーションハブのほか、**イタリア／マレーシア／シンガポールの3つの中央銀行**が参加し、接続実験を実施。
- **ASEAN Payment Connectivityの覚書を締結した5か国は、Nexusを通じた接続実験に取り組む**。

(注) 上記のほか、各国・各地域のプロジェクトとしては、Project Cedar（フェーズ2）×Ubin+（ニューヨーク連銀、シンガポール金融管理局）、Project Stella（日本銀行、ECB）等がある。

ABAC「ホールセール型CBDC開発のための共通原則」

- 2023年8月、APECビジネス諮問委員会（ABAC：APEC Business Advisory Council。APECに対して政策提言を行うことが期待されるものとして、民間事業者の代表で構成される。）は、APEC参加国・地域の財務大臣に対し、ホールセール型CBDCを設計する際に分断を回避し地域統合を強化するため、「**アジア太平洋地域における相互運用可能なホールセール型CBDCの開発のための共通原則**」を考慮することを推奨。
- 「共通原則」においては、ホールセール型CBDCの開発に関する考え方として、7項目の「基本原則」と10項目の「設計原則」を整理している。

【基本原則】

【設計原則】

政策上の考慮事項	組織一般	クロスボーダー取引
原則1. クロスボーダー相互運用のための設計 クロスボーダーでの相互運用性とシステムの整合性の重要性を設計当初から認識することが必要。	原則8. 明瞭な専門用語 相互運用性確保のために、CBDC等に関する専門用語を明確にする枠組みが必要。	原則13. 外国為替取引 クロスボーダーでの外国為替取引の効率化を促進するように設計されるべきである。
原則2. 多様性の認識 各国の参加動機や期待する利益の違いに対する認識は重要。	原則9. 法的・ガバナンスの枠組み wCBDCの実施に当たっては、法的根拠と適切な規制・オーバーサイト枠組みが必要。	原則14. クロスボーダー投資 クロスボーダーでの投資を推進するように設計されるべきである。
原則3. 相反する政策目標間のバランス調整 wCBDCの制度設計に当たって生じる政策目標間のトレードオフを解決するためには、政策目標を明確にし、優先順位を付けることが必要。	通貨・金融システムの安定	
原則4. 各国・地域内の取組とのシームレスな連携 リテール型CBDCや既存の決済システムとの連携が求められる。	原則10. 無害性 (Do No Harm) 金融の安定や金融政策に無害である必要。	原則15. 公平な競争 金融部門の競争を不当に制限すべきでない。
エコシステム・アプローチ	原則11. 意図せざる影響のモニタリング及びレビュー wCBDCの取極めは定期的な見直しが必要。	原則16. イノベーションと包摂の実現 wCBDCの取極めは、エンドユーザーにとって可能な限り開かれているべきである。
原則5. 継続的な協調と官民対話 主要な利害関係者間の継続的な協調が必要。	プライバシー、セキュリティ、システムの完全性	
原則6. 堅牢なwCBDCエコシステムの構築 堅牢なエコシステムのためには全ての関係者による協力が必要。	原則12. 国際的な義務との整合性 プライバシーやセキュリティを守るために参加国・地域の自主的な取組と連携する必要。	原則17. より広範な公共政策上の目標への貢献 wCBDCの取極めをよりハイレベルな開発枠組みに統合・一貫させることで、SDGs等のより広範な公共政策上の目標達成に貢献するべきである。
原則7. 他の決済手段との共存 他のホールセール決済のための技術等と共存できるようにすべきである。		

※ wCBDC：ホールセール型CBDC